

科技 21 府政第〇〇号
平成 21 年〇月〇日

文部科学大臣
塩谷 立 殿

総合科学技術会議議長
麻生 太 郎

諮問第 7 号「特定胚の取扱いに関する指針の改正について」に対する答申（案）

平成 20 年 10 月 31 日付け（20 文科振第 967 号）諮問第 7 号「特定胚の取扱いに関する指針の改正について」の改正案については、別紙の理由により妥当と認める。

(案)

(別紙)

本諮問に係る主な改正点は、平成16年7月23日総合科学技術会議「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(以下、「基本的考え方」)に示されている人クローン胚の取扱いの基本的考え方に基づいて人クローン胚の研究目的での作成・利用を一定の要件下で認めたことであり、その要件について妥当と認めた理由は以下の通りである。

1. 人クローン胚の作成に関する要件

作成の目的、作成が認められる研究、作成者の要件、人クローン個体の産生の事前防止などについて、全て、「基本的考え方」に示されている人クローン胚の取扱いの基本的考え方に基づいているため妥当であると考えられる。

入手可能な未受精卵の条件についても、「基本的考え方」に示されている人クローン胚の取扱いの基本的考え方に基づいているため妥当であると考えられる。

また、ヒト受精胚を用いて人クローン胚を作成することは、「基本的考え方」では想定されていなかったが、現在は、技術の進歩により、新たな方法での人クローン胚の作成に利用可能と考えられるに至っているものの、ヒト受精胚を使用して人クローン胚を作成する場合、ヒト受精胚の滅失を伴うことになる。科学的合理性及び必要性のある研究目的に限定して、ヒト受精胚であって生殖補助医療において廃棄することが決定された3前核胚に限って提供を受けることとしているのは、妥当であると考えられる。

なお、3前核胚は、ヒト受精胚であることから、「人の生命の萌芽」として慎重に取り扱われるよう留意して運用されるべきである。

2. 未受精卵等の提供者等の同意

提供者保護のため、規定の項目を記載した書面を交付して提供者に説明すべきこと、規定すべき項目、同意の撤回については、「基本的考え方」に示されている人クローン胚の取扱いの基本的考え方に基づいているため妥当であると考えられる。

3. 体細胞の提供者等の同意

体細胞の提供者等の同意については、「基本的考え方」では明示的に触れられていないが、前項の「3. 未受精卵等の提供者の同意」の手順が準用されており、妥当であると考えられる。

4. 人クローン胚の譲受の要件について

譲受の対象を指針に適合しているものに限定し、譲受前の条件と同一であるように定められていることから、妥当であると考えられる。

5. 人クローン胚の作成又は譲受後の取扱いに関する要件

クローン胚を作成し、又は譲り受けた建物内で取り扱われることなど、人クローン個体作成の事前防止について、「基本的考え方」に示されている人クローン胚の取扱いの基本的考え方に基づいているため妥当であると考えられる。

6. 倫理審査委員会への意見の聴取

人クローン胚を取り扱うものに、法律に基づく文部科学大臣への届出を行う前に、機関内倫理審査委員会の意見を聴取するよう規定されており、「基本的考え方」に示されている人クローン胚の取扱いの基本的考え方に基づいているため妥当であると考えられる。